

「令和4年度 帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議 議事録」【概要版】

開催日時:令和5年2月28日(火)19時～20時

開催場所:帯広市役所 10階 第6会議室

出席者:帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議構成員 24名

” 事務局 7名

◆会議議事

- (1) 令和3年度及び令和4年度における事業報告
- (2) 令和3年度帯広市における障害者虐待の状況
- (3) 令和4年度帯広市における障害者虐待の状況
- (4) 意見交換
- (5) その他

◆配付資料

令和4年度 帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議次第

- ① 令和4年度帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議資料
- ② 各関係機関・団体における障害者虐待防止に向けた取り組み(報告取りまとめ)
- ③ 障害者虐待対応フロー図について
- ④ 帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議設置要綱
- ⑤ 帯広市障害者虐待防止パンフレット「防ごう! 障害者虐待～地域で安心して暮らせるために～」
- ⑥ 十勝総合振興局社会福祉課の提供資料
 - ・令和2年度全国・道内における障害者虐待対応状況に関する調査結果(概要)
 - ・障がい者の虐待防止・権利擁護について
 - ・「令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」資料

◆開会

- (1) 部長挨拶(室長代理挨拶)

昨今、障害のある方への虐待事案が、立て続けに報道されている。

虐待の発生要因としては、家族関係の変化や障害者に対する理解不足等が挙げられ、その要因が複数に絡むことで、複雑化する事案も発生している。こうした状況に対し、帯広市では、虐待防止に係る啓発活動をはじめ、24時間対応可能なコールセンターの開設、庁内や関係機関との緊密な連携体制の確保などにより、虐待の未然防止や迅速な対応に努めてきているところ。とりわけ困難事例の対応に当たっては、皆様方との連携がより一層重要と考える。今後とも、より一層の連携体制の強化を図ってまいらる所存。

障害者虐待の根絶に向け、皆様の更なるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- (2) 資料確認
- (3) 会議趣旨の説明、出席・欠席者の報告

◆議長就任

◆報告

本会議については、個人や事業所等が特定されないよう、また、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただくことに配慮し、非公開としている。

なお、会議資料および会議録については、後日、帯広市のホームページでの公開を予定しているが、会議資料については、個人や事業所が特定できるような部分については非公開とし、会議録についても、個人や事業所、発言者が特定されないよう配慮する。委員名簿、出席者名簿については公開しない。

◆議事内容

(1) 令和3年度及び令和4年度における事業報告

1) 令和3年度の事業報告

- ① 障害者虐待防止ネットワーク会議について、昨年度は書面開催にて、令和4年2月18日に開催した。

令和2年度事業報告及び障害者虐待の状況、令和3年度の速報の障害者虐待の状況について報告し、各事業所における虐待防止の取り組み状況などを共有した。

- ② 障害者虐待防止に関する啓発については、帯広市の指定する地域生活支援事業の事業所及び指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所について、今年度から実地指導を行っており、その前段として、令和4年3月28日に集団指導を実施し、障害者虐待防止について、令和4年度から義務化となった事業所の責務などの説明を行った。

2) 令和4年度事業報告

- ① 令和4年12月23日、帯広市障害者虐待防止に係る専門ミーティング会議を開催。専門ミーティングは当会議の設置要綱に規定されており、虐待への早期対応や実働、必要な情報交換などについて、当会議の構成員から必要な職員等の出席により開催するとされている。

今年度の虐待相談の傾向として、就労に関するものが多かったため、関係する機関にて、就労に関する虐待相談の対応や、役割分担について改めて確認するなど意見交換を行った。

- ② 障害者虐待防止に関する啓発について、障害福祉サービス事業所や企業、医療機関など関係機関が参加する帯広市地域自立支援協議会において、障害者虐待をテーマに研修を2回開催した。

1回目、令和4年12月15日、権利擁護をテーマとし、「これは虐待にあたるだろうか」という視点でグループワークによる意見交換を実施した。2回目、翌年1月26日、障害者虐待防止法に関して説明及び前回のグループワークで出された意見について分析・共有し、事業所ができる虐待防止に向けた具体的な取り組みなどについて共有した。

(2) 令和3年度帯広市における障害者虐待の状況

1) 帯広市の状況

- ① 令和3年度の通報等の件数は合計36件で、そのうち虐待を受けたと判断した件数は計4件。
内訳は、家族や親族等の養護者については通報27件中認定が3件、障害福祉サービス事業所等の施設従事者等が通報6件中認定は0件、会社の雇用主や上司など使用者からの虐待に関する通報が2件中認定が1件、その他が通報1件で認定が0件となっている。
類型内訳は、身体的虐待が2件、経済的虐待が2件。
- ② 年度別通報等件数の推移は、過去3年間と比較しても令和3年度がもっとも通報件数が多い状況となっている。
その内訳については、養護者による虐待の通報が全体の7～8割を占めている。
- ③ 通報等の対応区分については、通報のあった36件のうち、一時保護や分離をしたものは2件であり、1件は虐待者が逮捕されたことにより分離が図られたもの、もう1件は児童相談所に相談があり、シェルター利用後グループホーム入所となったもの。
- ④ 虐待を受けたと判断した事例の被虐待者(虐待を受けた方)の障害種別については、虐待を認定した4件のうち、3件が知的障害、1件が精神障害となっている。

2) 区分ごとの状況について

- ① 養護者による障害者虐待については、年度別で通報等件数及び認定件数についての全国・全道との比較。全国・全道の数値は令和3年度は未公開のため、令和2年度までの数値となる。
全国の通報件数は増加しており、うち虐待認定件数も増加している。全道は、通報件数は増加しているが、虐待認定件数は減少している。帯広市は、通報件数は増加しており、うち認定件数は令和2年度同様3件となっている。
- ② 通報者の状況については、警察から帯広市に情報提供としての通報26件と最も多く、養護者による虐待は、虐待を受けた方が直接警察に通報するケースがほとんどの状況となっている。
- ③ 事実確認の実施状況について、27件の通報等のうち、3件に事実確認を行い、24件は事実確認を行っていないが、警察において前段で事実確認など対応を行っているため、市が直接もしくは更に事実確認を行う必要があったのは3件という状況となっている。
- ④ 事実確認調査の結果、虐待が認められた事例について、上記の3件の事実確認を実施した事例のうち、虐待認定は3件という結果となっている。
- ⑤ 虐待が認められた事例の分離等の有無について、分離を行った者が2件、分離していない者が1件となっている。
- ⑥ 事例の内容は、虐待認定となった3件の事例について掲載。
一事例目は子育てについての口論から身体的虐待に発展し、逮捕された事例だが、被虐待者は、障害福祉サービスを利用するなど支援した。
二事例目は、子どもへのネグレクトや必要な生活費を渡さない経済的虐待があったもので、家庭訪問による相談支援や、ケアマネジャーとの情報共有を行い、見守りを継続している。
三事例目は、障害者を迎えに来た母による身体的虐待。障害福祉サービス等の利用により分離を行った。

3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況

- ① 年度別による全国・全道との比較は、全国については、通報及び虐待認定件数は増加傾向となっており、全道については、ほぼ横ばいという状況。

帯広市については、過去3年間で一番多い6件の通報があったが、虐待認定件数は0件だった。

- ② 通報者の状況について、その他の2件については、他市町村からの情報提供によるもので、帯広市外の施設に入所や通所する障害者が虐待を受けた場合は、事業所がある自治体と連携して対応することとなっており、他市町村から情報提供があったもの。
- ③ 事実確認の実施状況は、通報のあった6件のうち、5件については、事実確認を行い、1件は事実確認を行っていない。この1件については、事業所において対応、虐待者の処分などを実施し、市に報告があったもの。

4) 区分ごとの状況、使用者による虐待状況

- ① 年度別状況は、全国は通報件数、虐待認定件数ともに減少傾向。全道は、通報件数は令和2年度は増加しているが、認定件数は減少しており、上下している状況となっている。

帯広市は、令和3年度は前年度と同じで通報件数2件、認定件数1件となっている。

- ② 相談通報の受付状況については、通報のあった2件とも、北海道より情報提供を受け、北海道労働局で対応。
- ③ 虐待への対応は、2件中1件は最低賃金を下回っていたもの。もう1件は、同様に最低賃金関係だが、認定・対応が翌年度であるため、令和3年度の件数は含んでいない。
- ④ 事例については、最低賃金を下回っていたため、経済的虐待として認定をしている状況。

5) その他の状況

帯広市では、令和3年度1件の通報があった。

相談・虐待への対応に記載しているが、雇用元と同僚らによる仕事外での虐待であるため、使用者の定義に当てはまらず、その他としてカウントしている。

実際の対応としては、警察に相談し、シェルターへの避難や障害福祉サービスを利用するなどの支援を行い、最終的には転出となったもの。

(3) 令和4年度の帯広市における障害者虐待の状況

- ① 通報等件数及び虐待認定件数は、通報件数は36件で、1月末時点で昨年度と同件数となっている。

虐待認定件数は10件となっており、昨年度の4件より6件増。

区分は、施設従事者等による虐待が、前年度0件から4件となっており、虐待の類型としては、身体的虐待が前年度に比べ増加している状況となっている。

- ② 通報等の対応状況は、相談・助言対応が8件、関係者・関係機関へ対応を依頼したものが2件となっている。
- ③ 虐待認定した事例の被虐待者の障害種別は、これまでも知的障害や精神障害が多い傾向で

今年度も同様の傾向にあるが、身体障害についても3件を虐待認定している。

④ 通報者の状況は、警察からの通報が多い状況だが、様々な機関から通報がある。

1月末現在の数値だが、認定件数については、過去3年で最も多い状況で、通報件数についても、最も多くなる見込み。

通報件数については、全国・全道ともに増加傾向にあり、障害者や家族、支援者などの虐待に対する意識の変化や、通報の義務について浸透してきていること、身近に相談や通報をしやすい環境が整ってきているものと考えられる。

認定件数については、全国は、使用者は減少傾向にあるが、それ以外の養護者、施設従事者等については、増加傾向にある状況。帯広市の虐待認定状況は、一つの事案について複数の通報や証言であったり、監視カメラや業務日誌など物的証拠から認定に至るケースや、障害福祉サービス事業所自らが虐待防止の観点から事実確認を行うなどにより、認定となった件数もあり、増加していると考えている。

今後も引き続き状況を注視していきたい。

(4) 意見交換

事務局：意見交換に係る議題について意見を伺っていた。

障害者に対する虐待を加害者の立場の理解や意識付けという観点で何ができるのかということ話を話してはどうかとご意見をいただいた。さまざまな立場から現在取り組んでいること、感じていること意見交換できればと思う。

出席者からの資料提出がある。説明をお願いしたい。

構成員：本日、十勝圏障害者虐待防止・権利擁護研修を実施した。市町村職員対象で、前段の資料は行政説明で使用した資料となっている。参考にさせていただきたい。

後段は十勝障がい者総合相談支援センターより障害者虐待が派生した場合の対応などについての講義と、初動期中心とした研修を行った。情報提供させていただく。

令和2年度の全国、道内における障害者虐待対応状況については道のHPに掲載している。令和3年度の調査結果は、3月末に公表予定。

振興局における虐待に関する監査件数について、令和3年度は0件、令和4年度は2件。経済的虐待と身体的虐待。道内でオホーツク管内や宗谷管内で虐待事案が発生している。また、結婚に対して不妊手術の事例が発生している状況。

施設における障害者虐待防止に向けた利用者等実態調査の調査結果は3月中に概要がまとまり5月は利用者の結果がまとまる予定。

度重なる施設職員虐待事案の発生を受けて3月25日(土)午後、障害者施設・介護職員対象に虐待防止研修予定。関係する施設に案内する。

構成員：北海道手をつなぐ育成会が、西興部で起こった虐待事案に対する声明文を資料として提供した。昨年12月6日報道された西興部の福祉施設で発生した虐待事案。昨年5月から6月、男性職員6人、男性入所者13人に対し、身体的精神的虐待を38件行ったことが確認

された。「ケガをした事実はない。」と言う認識や、「変わりの職員がいない。」という理由で当該職員を継続させた感覚には啞然とせざるをえない。職員の間人としての資質の問題や障害者という弱い立場の人に対し、なぜこうも同じことが全国で繰り返され、繰り返されるのか、強い憤りを感じる。

注)●●●:固有名詞のため伏字とする

●●●は、どんなに重い障害があっても人としての尊厳が守られ、その人らしい人生が送れる自己決定と選択の尊重を大事にした活動をしていきたい。

不幸にして起こった事件に対し、声明を上げることも大切だが、どうしたらこのような悲しい事件が起きないようにできるのか、関係機関と情報交換を行い、●●●として出来るお手伝いをさせていただきたいと感じている。

今後ともご支援協力をいただきながら、障害のある人の今後の生活が少しでも豊になるよう支援をしていきたい。

西興部の事件公表後、江差町の障害者の結婚・出産に対する人権侵害事案があり道でアンケート調査を行っている。●●●にも意見の依頼あり、意見を述べた。合理的配慮のお願いをしている。声明文の裏に意見を載せている。

構成員：令和4年12月6日、西興部村障害者支援施設で職員6人が入所者13人に対し38件の虐待。虐待内容は、裸で長時間放置、硬直している車いすの方を無理に動かしたなど。

この報道を受けて●●●が北海道障がい者保健福祉課、障害施設と連絡を取り合い、入所者の安心安全な暮らしを優先すべき早急に対応した手立てとして当該施設への応援職員派遣を12月25日から2月6日まで行った。また、施設内立て直しを図るため、指導的立場の職員派遣を1月下旬から現地で長期間に渡り滞在し支援にあたることとなっている。

運営面では定期的に助言していくこととなっている。また、当該施設の虐待事案検証委員会に●●●を派遣し、再発防止策を検討し、職員研修や再発防止に取り組むこととなっている。

障害者虐待は全国的に増加、特に知的障害者の件数が増加しており、残念なことに施設での虐待が増加している。自施設での虐待防止策として外部研修は道社協の苦情・クレーム研修、北海道知的障がい福祉協会の権利擁護セミナーや虐待防止権利擁護指導者養成講座の受講、道関係では強度行動障害支援者研修、基礎・実践研修等を受講し、受講した職員が施設内研修で講師となり伝達している。内部研修は最低でも年2回研修はじめ、人権擁護、アンガーマネジメント等の研修会等を行っている。その他、職員のメンタルヘルスや苦情解決法の研修、グレーゾーンは虐待の目と認識できるようセルフチェック等定期的実施している。

入所者は昨今高齢により重度化している。行動障害等の重複により強い支援困難の方、他害や自傷行動での支援方法を研修し、情報共有することで、職員同士が不適切な対応にならないよう務めている。

最近では、コロナの影響で入所者は外出を制限されており、外部の方とほとんど触れ合う機会がないなど、自粛生活が続く閉鎖的環境が、不適切な支援・虐待を招いている要因と

なっているのかと思っている。

道の資料に虐待の発生要因として、現場支援員の知識不足が7割、職員のストレスや感情コントロールの問題が57%、倫理観や理念の欠如が56.1%とあり、虐待につながる要素が多々あると書かれている。さらに、組織風土の関係が要因とある。現場にいる私としても否めないと実感している。なぜかと言うと、行動障害がさらに重複して支援困難になってきているため。

現場ではしんどい思いをしながら、日々一生懸命支援していることは間違いない。コロナの状況で閉鎖的ということで、ストレスの一言で片づけて良いかわからないが、起きてはほしくない問題が起きやすい状況にある。

稚内の事例は、施設事態が容認している風土はいかがなものかと思う。

現場の実情もそうだが、組織の風土もしっかりしていないと起きやすくなると思う。

構成員：西興部の報道はびっくりした。同時に5月、6月の事件が12月に報道されたことについて、とかく施設側の意識の問題もあるし、職員仲間内の意識の問題もあるかもしれないが、果たしてこの話が通報されてから、行政機関、監査監督する方含め、スピード感はどうだったのか。関係者全員、あってはならないこと、重大なこと、正直に発生した事案をすみやかに公表する、対処するスピード感を持っていかないとと思う。

虐待の裏に隠れている原因となること、虐待が発生した本質的なこと、善意、使命感などでは片付けられないことがあるはず。ここについては、国民の理解がすすまない。人員体制のことだけなのか、処遇の問題だけなのか、それだけではないと思うが、資料不足でこれだというものが見つからないが、いろいろなことが複合して問題が起きている。深いところまで考えてもらう投げかけを施設が行っていくこと、関係する方々の協力も必要。

事務局：施設の虐待のニュースが衝撃的に報じられていたので、各立場での話しを伺いたくお願いした。ありがとうございました。

私たち自身がいろいろ考えなければならない事がたくさんあると思った。

市が実施した地域自立支援協議会のアンケートでは、「良かれと思ってやったことも相手にとってはそうではない事ことがあるのではないか。」「利用者や保護者とのコミュニケーションをしっかりとることが大事ではないか。」というアンケートの声もいただいている。

12月には就労という視点から虐待について考えるミーティングも行っている。

引き続きご協力を願う。

◆ 閉会